

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 6 月 29 日（金）第3429号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 1
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 3
- 平成30年度自衛官の募集 (危機管理防災課取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 5

公

告

- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告 (商工政策課取扱い) 5
- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告 (生活安全企画課取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第714号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成30年 6 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25293	平成30年 6月20日	雑 誌	恋愛天国パラダイス 7月号	09675-7	竹書房	全部
25294			マガジンビーボーイ 7月号	18355-07		
25295			無敵恋愛エスガール 7月号	08577-7		
25296			麗人 7月号	09613-7		

鹿児島県告示第715号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、平成30年4月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

平成30年 6 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

栄養成分に関する検査

製造事業場等の 名称、法人番号 及び所在地	収 去 場 所 及 び 法 人 番 号	飼料の名称	製 造 (輸 入) 年 月	試 験 項 目	違 反 の 内 容
薩摩中央飼料事 業協同組合 溝辺工場 4340005002929 (霧島市)	同 左	T M X	平成 30.3	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
(株)源麴研究 所 溝辺工場 8340001007770 (霧島市)	同 左	T O M O K O - N X	30.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
南日本くみあい 飼料(株) 谷山工場 6340001004241 (鹿児島市)	同 左	くみあい配合飼料 鹿児島いいとこ仕 上M	30.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		くみあい配合飼料 鹿児島健咲仕上M	30.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		くみあい配合飼料 チャレンジ妊娠期 用N	30.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		くみあい配合飼料 肉用牛育成用	30.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		くみあい配合飼料 肉用牛繁殖用	30.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
		くみあい配合飼料 鹿児島黒牛極前期	30.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無
協同フィッシュ ミール工業 (株) 九州事業所志布 志工場 8010001014684 (志布志市)	同 左	60%フィッシュミ ール	30.4	栄養成分等－粗たん白質、粗灰分	無
(株)太幸飼料 大隅工場 5340001015710 (肝属郡東串良 町)	同 左	マルコー印うなぎ 用配合飼料	30.4	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗 繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、
試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第716号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東串良町林田土地改良区
の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成30年6月29日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 就任した役員の氏名及び住所
- 理事 稲村 照隆 肝属郡東串良町岩弘2062番地 2
 - 理事 中園 輝穂 肝属郡東串良町岩弘2308番地
 - 理事 杉山 幸二 肝属郡東串良町池之原2153番地
 - 理事 外園 享 肝属郡東串良町新川西5637番地
 - 理事 有村 淳一 肝属郡東串良町川東760番地
 - 理事 久保田義春 肝属郡東串良町川東1202番地 2
 - 理事 大村 教男 肝属郡東串良町新川西4937番地
 - 理事 安田 哲視 肝属郡東串良町新川西4904番地 1
 - 理事 江口 信義 肝属郡東串良町川東3594番地口
 - 監事 西中須 修 肝属郡東串良町池之原2752番地 2
 - 監事 有留 重信 肝属郡東串良町川西1501番地
 - 監事 中嶋 達哉 肝属郡東串良町川東3545番地
- (任期 平成30年 4 月 1 日から平成34年 3 月 31日まで)

- 2 退任した役員の氏名及び住所
- 理事 中園 輝穂 肝属郡東串良町岩弘2308番地
 - 理事 堅山 秋敏 肝属郡東串良町岩弘2234番地
 - 理事 杉山 幸二 肝属郡東串良町池之原2153番地
 - 理事 外園 享 肝属郡東串良町新川西5637番地
 - 理事 久保田義春 肝属郡東串良町川東1202番地 2
 - 理事 立迫 重信 肝属郡東串良町新川西5024番地 5
 - 理事 宮原 順 肝属郡東串良町新川西1493番地 9
 - 理事 櫻木 孝盛 肝属郡東串良町新川西5110番地
 - 理事 江口 信義 肝属郡東串良町川東3594番地口
 - 監事 西中須 修 肝属郡東串良町池之原2752番地 2
 - 監事 有留 重信 肝属郡東串良町川西1501番地
 - 監事 中嶋 達哉 肝属郡東串良町川東3545番地

鹿児島県告示第717号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年 6 月 29 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年 6 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋環状線	鹿屋市笠之原町7616番 3 地 先から同市笠之原町7617番 1 地先まで	前	14.5～15.1	27.0
			後	12.0～12.0	24.6

鹿児島県告示第718号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第 1 項及び第118条の規定により、平成30年度第 4 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成30年 6 月 29 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 募集種目
- (1) 男子

自衛官候補生

(2) 女子

自衛官候補生

2 募集期間

(1) 男子

平成30年 7 月 1 日から同年 9 月 7 日まで

(2) 女子

平成30年 7 月 1 日から同年 9 月 7 日まで

3 試験期日

(1) 男子筆記試験

平成30年 9 月 22 日

(2) 男子口述試験及び身体検査

本土 平成30年 9 月 18 日から同月 20 日までの間で指定する 1 日

離島 平成30年 9 月 21 日

(3) 女子筆記試験

平成30年 9 月 22 日

(4) 女子口述試験及び身体検査

平成30年 9 月 21 日

4 応募年齢

採用予定月の 1 日現在において18歳以上27歳未満の者

5 試験場の位置及び名称

(1) 男子筆記試験

試験場の位置	試験場の名称
鹿児島市鴨池新町 6 番 10 号	鹿児島県建設センター
南九州市知覧町郡 6209 番地 1	ちらん夢郷館
薩摩川内市若松町 9 番 17 号	薩摩川内市農国会館
霧島市国分中央一丁目 10 番 2 号	第一工業大学
鹿屋市白水町 1 番地	鹿屋体育大学
曾於市大隅町岩川 6491 番地 2	大隅合同庁舎 (国)
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号	鹿児島県大島支庁
西之表市西之表 16314 番地 6	種子島合同庁舎 (国)
大島郡徳之島町亀津 553 番地 1	徳之島合同庁舎 (国)

(2) 男子口述試験及び身体検査

試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町 539 番地 2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目 11 番 2 号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
西之表市西之表 16314 番地 6	種子島合同庁舎 (国) 及び委託病院
大島郡徳之島町亀津 553 番地 1	徳之島合同庁舎 (国) 及び委託病院

(3) 女子筆記試験

試験場の位置	試験場の名称
鹿児島市鴨池新町 6 番 10 号	鹿児島県建設センター
南九州市知覧町郡 6209 番地 1	ちらん夢郷館
薩摩川内市若松町 9 番 17 号	薩摩川内市農国会館
霧島市国分中央一丁目 10 番 2 号	第一工業大学
鹿屋市白水町 1 番地	鹿屋体育大学
曾於市大隅町岩川 6491 番地 2	大隅合同庁舎 (国)
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号	鹿児島県大島支庁
西之表市西之表 16314 番地 6	種子島合同庁舎 (国)

大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）
(4) 女子口述試験及び身体検査	
試験場の位置	試験場の名称
薩摩川内市冷水町539番地2	陸上自衛隊川内駐屯地
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地
鹿屋市西原三丁目11番2号	海上自衛隊鹿屋航空基地
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
西之表市西之表16314番地6	種子島合同庁舎（国）及び委託病院
大島郡徳之島町亀津553番地1	徳之島合同庁舎（国）及び委託病院

6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

鹿児島地域振興局告示第8号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年6月29日

鹿児島地域振興局長 井多原章一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
かもいけバオバブ	鹿児島市東郡元町11番6号	医療法人慈風会	鹿児島市東千石町4番13号	厚地 正道	平成30年4月1日	児童発達支援
プリキッズみずほ	鹿児島市玉里団地三丁目35番11号	有限会社ハピベイス	鹿児島市小川町1番9号宮園ビル1F	六反田哲郎	平成30年4月1日	放課後等デイサービス
こどもプラス谷山教室	鹿児島市上福元町5724番地1	クラルテ株式会社	鹿児島市平川町461番地	富田 益啓	平成30年4月1日	放課後等デイサービス
支援ハウスまっぼっくり	鹿児島市谷山中央四丁目4934番地2	社会福祉法人松青福祉会	鹿児島市谷山中央四丁目4907番地11	松元公志郎	平成30年4月1日	保育所等訪問支援

公 告

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成30年6月29日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び大隅地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成30年6月29日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成30年6月29日

鹿児島県知事 三反園訓

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル鹿屋店
鹿屋市笠之原1950-1 外15筆

2 変更事項

大規模小売店舗の名称

(1) 変更前 スーパーセンタートライアル鹿屋笠之原店

(2) 変更後 スーパーセンタートライアル鹿屋店

3 変更年月日

平成30年 5 月 23 日

4 届出年月日

平成30年 6 月 15 日

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成30年 6 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

平成30年 8 月 20 日（月）から同月 24 日（金）まで（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

(2) 追加取得講習

平成30年 8 月 23 日（木）及び同月 24 日（金）（講習時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル 3 階小会議室（鹿児島市新屋敷町16番）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、最近 5 年間に当該警備業務の区分（以下「4号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

(2) 追加取得講習

受講申込日において、4号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、最近 5 年間に 4 号の警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上であるもの

5 受講定員（原則として、受付先着順とする。）

(1) 新規取得講習

5 人（ただし、追加取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

(2) 追加取得講習

5 人（ただし、新規取得講習の受講申込みが受講定員に満たない場合、その人数を受け付ける。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

平成30年 7 月 9 日（月）から同月13日（金）まで

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者等

受講者の住所地又は受講者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

県内いずれかの警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 講習規則別記様式第 1 号の警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真（縦の長さ 4.2 センチメートル、横の長さ 3.6 センチメートル）1 枚を貼付したもの。以下「受講申込書」という。） 1 通

イ 4 号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面 1 通

ウ 履歴書 1 通

エ 追加取得講習受講者にあつては、4 号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(4) 申込方法

受講者本人が(2)の受付場所に直接持参により申し込むこと（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）。

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書に貼付して提出すること。

なお、受講申込書を受け付けた後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

34,000 円

イ 追加取得講習

10,000 円

7 その他

(1) 本講習は、一般社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、4 号の警備業務に係る修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 講習に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

(1) 鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター

電話番号 099-206-0110（内線 3032・3033）

(2) 一般社団法人鹿児島県警備業協会

電話番号 099-224-4490